

○第152回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成29年8月24日（木）14：00～16：01

議事概要：

（1）農薬（シアゾファミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.17 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ばれいしょ、ぶどう等に使用します。今回、日本なし、すもも等への適用拡大申請並びにたまねぎ及びにんにくへのインポートトレランス申請がされています。

（2）農薬（シアノホス（CYAP））の食品健康影響評価について

・審議の結果、シアノホス（CYAP）の一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.01 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、だいち、みかん等に使用します。今回、りんごへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）農薬（ピフルブミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピフルブミドの一日摂取許容量（ADI）を0.0073 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.09 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤（殺ダニ剤）で、茶、りんご等に使用します。今回、みょうが（花穂）及びみょうが（茎葉）への適用拡大申請がされています。

（4）農薬（メタラキシル及びメフェノキサム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.08 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ばれいしょ、きゅうり等に使用します。今回、アスパラガスへの適用拡大申請及びにんにくへのインポートトレランス申請がされています。

（5）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① クロロピクリン

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤、殺虫剤及び除草剤で、小麦、大麦等に使用します。今回、せり科葉菜類（セルリー、

パセリを除く) 及びパセリへの適用拡大申請がされています。

② クロロタロニル

・評価第三部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、きゅうり、茶等に使用します。今回、残留農薬基準の変更に関する評価要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。